

# 「日本人が韓国企業から日本企業に転職する際の 産業技術保護法／国家先端戦略産業法上の争点に 関する事例の検討」

(2023年1月)

## 【報告書の利用についての注意・免責事項】

本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地法律事務所（金&張法律事務所）に作成委託し、2022年12月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金&張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課  
E-mail : [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ソウル事務所  
E-mail : [KOS@jetro.go.jp](mailto:KOS@jetro.go.jp)

韓国企業で半導体分野のエンジニアとして勤務している日本人のAさんは、個人の事情により退職後に日本への帰国を考慮している。転職先は決まっていないが、日本の同種業界の会社での勤務を考慮している。今後、同様のケースが他州発生することと予測され、Q&A方式で産業技術保護法／国家先端戦略産業法上の争点を紹介する。

**Q1. Aさんは、現在勤務する韓国企業との間の労働契約上の秘密保持義務を負いますが、労働契約の秘密保持義務を超える義務が「産業技術の流出防止および保護に関する法律」（以下「産業技術保護法」）および／または「国家先端戦略産業の競争力の強化および保護に関する特別措置法」（以下「国家先端戦略産業法」）上、課されるのであれば、関連罰則規定が適用されるのでしょうか。**

A1. 半導体分野の技術の一部は産業技術保護法による産業技術に該当し(産業技術保護法第2条第1号イおよび産業通商資源部告示第2021-130号「国家核心技术の指定等に関する告示」[別表]、同法第2条第1号ロおよび産業通商資源部告示第2022-36号「先端技術および製品の範囲」[別表1]等を参照)、また、一部の半導体関連技術が国家先端戦略産業法による戦略技術としても指定される予定です。なお、国家先端戦略産業委員会は半導体関連の戦略技術として下記の8技術を選定しましたが、まだ戦略技術の目録全体は確定・告示されていません。

半 導 体  (8)	メモ リ	○ DRAMに該当する設計・工程・素子技術および積層形成技術
		○ DRAMに該当する積層組立技術および検査技術
		○ NANDフラッシュに該当する設計・工程・素子技術
		○ NANDフラッシュに該当する積層組立技術および検査技術
	非メモ リ	○ イメージセンサの設計・工程・素子技術
		○ ディスプレイパネルの駆動のためのチップ設計技術
		○ ファウンドリに該当する工程・素子技術および積層形成技術
	パッ ケ ー ジ ン グ	○ システム半導体用パッケージに該当する工程・組立・検査技術

以下の検討意見は、Aさんが現在勤務する韓国企業が産業技術保護法による産業技術または国家先端戦略産業法による戦略技術を保有していることを前提とします。

産業技術保護法または国家先端戦略産業法はいずれも関連技術を保有する企業等(以下「対象機関」)の役職員であった者に労働契約上の義務以外に別途義務を課しています。例えば、対象機関の役職員である、または役職員であった者は、職務上知り得た秘密に対する秘密保持義務を負い(産業技術保護法第34条第1号)、(i)産業技術保護法第34条または対象機関との契約による秘密保持義務に違反して不正な利益を得たり損害を加える目的で関連技術を流出したり、流出した関連技術を使用、公開または第三者に使用させる行為を禁止しており(産業技術保護法第14条第2号、国家先端戦略産業法第15条第2号)、(ii)産業技術保護法または対象機関との契約による秘密

保持義務を負う者が対象機関の関連技術に関する文書、図画、電子記録等の返還や削除を要求されたにもかかわらず、不正な利益を得たり損害を加える目的でこれを拒否または忌避したり、その写しを保有する行為も禁止しています(産業技術保護法第14条第6の3、国家先端戦略産業法第15条第7号)。

また、産業技術保護法および国家先端戦略産業法は、秘密保持義務の違反に関する上記下線部分の行為に対する刑事的制裁も規定しているので(産業技術保護法第36条第1項ないし第3項、国家先端戦略産業法第50条第1項ないし第3項)<sup>1</sup>、韓国企業に対して法律上または契約上の秘密保持

- 
- <sup>1</sup> 上記下線の(i) および(ii)は、Aさんの秘密保持義務と直接関連のある条項を記載したもので、これを含めて産業技術保護法や国家先端戦略産業法は下記のような行為を禁止しています。**産業技術保護法第14条(産業技術の流出および侵害行為の禁止)** いかなる者も次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
1. 窃取・欺罔・脅迫その他の不正な方法で対象機関の産業技術を取得する行為またはその取得した産業技術を使用または公開する行為(秘密を保持して特定人に知らせることを含む。以下同様。)
  2. 第34条の規定または対象機関との契約等によって産業技術に対する秘密保持義務のある者が不正な利益を得たりその対象機関に損害を加える目的で流出したり、その流出した産業技術を使用または公開したり、第三者に使用させる行為
  3. 第1号または第2号の規定に該当する行為が介入した事実を知らずながらその産業技術を取得・使用および公開したり、産業技術を取得した後にその産業技術に対して第1号または第2号の規定に該当する行為が介入した事実を知らずながらその産業技術を使用または公開する行為
  4. 第1号または第2号の規定に該当する行為が介入した事実を重大な過失により知らずながらその産業技術を取得・使用および公開したり、産業技術を取得した後にその産業技術に対して第1号または第2号の規定に該当する行為が介入した事実を重大な過失により知らずながらその産業技術を使用または公開する行為
  5. 第11条第1項の規定による承認を得ない、または不正な方法で承認を得て国家核心技術を輸出する行為
  6. 国家核心技術を外国で使用したり、使用されるようにする目的で第11条の2第1項による承認を得ない、または虚偽やその他の不正な方法で承認を得て海外買収・合併等をする行為
  - 6の2. 国家核心技術を外国で使用したり、使用されるようにする目的で第11条の2第5項および第6項による申告をしない、または虚偽やその他の不正な方法で申告して海外買収・合併等をする行為
  - 6の3. 第34条または対象機関との契約等によって産業技術に対する秘密保持義務のある者が産業技術に対する保有または使用権限が消滅したことにより、対象機関から産業技術に関する文書、図画、電子記録等の特殊媒体記録の返還や産業技術の削除を要求されたにもかかわらず、不正な利益を得たりその対象機関に損害を加える目的でこれを拒否または忌避したり、その写しを保有する行為
  7. 第11条第5項・第7項および第11条の2第7項・第9項による産業通商資源部長官の命令を履行しない行為
  8. 産業技術関連の訴訟など大統領令で定める適法な経路を通じて産業技術が含まれる情報の提供を受けた者が情報の提供を受けた目的以外のほかの用途でその情報を使用または公開する行為
- 国家先端戦略産業法第15条(戦略技術の流出および侵害行為の禁止)**いかなる者も次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
1. 窃取・欺罔・脅迫またはその他の不正な方法で対象機関の戦略技術を取得する行為またはその取得した戦略技術を使用または公開する行為

義務を負うAさんが上記下線部分の行為をした場合、Aさんには同法による罰則規定が適用され得ます。ただし、Aさんが単純に日本の同種業界に転職しただけで上記の罰則規定が適用されるわけではなく、上記下線に規定された行為(日本企業に技術を流出したり、韓国企業の返還要求に応じなかった場合など)に至った場合に刑事処罰の対象になるという点をご参考ください。

**Q2. Aさんが日本に帰国後に同種業界の会社に就職したことが産業技術保護法および／または国家先端戦略産業法上の規定に違反したとみなされた場合、これら法律は域外適用(日本で韓国の法律が適用)されるのでしょうか。**

A2. 産業技術保護法と国家先端戦略産業法は、韓国外で発生した行為に対してもこれら法令が適用されるという趣旨の域外適用規定を置いていません(韓国法の中では公正取引法や外国為替取引法が域外適用規定を明示的に定めています)。ただし、刑事処罰規定の一般法である刑法は「本法は大韓民国の領域内で罪を犯した内国人と外国人に適用する」(刑法第2条)と規定しており、「本法は大韓民国の領域外で大韓民国または大韓民国国民に対して前条に記載した罪(内乱、外国為替、文書に関する罪など)以外の罪を犯した外国人に適用される。ただし、行為地の法律によって犯罪を構成しなかったり、訴追または刑の執行を免除する場合には例外とする。」(刑法第6条)と規定しています。

- 
2. 第14条による戦略技術保有者との契約または「産業技術の流出防止および保護に関する法律」第34条等によって戦略技術に対する秘密保持義務のある者が不正な利益を得たりその対象機関に損害を加える目的で戦略技術を流出したり、その流出した戦略技術を使用または公開したり、第三者に使用させる行為
  3. 第1号または第2号に該当する行為が介入した事実を知りながらその戦略技術を取得・使用および公開したり、戦略技術を取得した後にその戦略技術に対して第1号または第2号に該当する行為が介入した事実を知りながらその戦略技術を使用または公開する行為
  4. 第1号または第2号に該当する行為が介入した事実を重大な過失により知らずにその戦略技術を取得・使用および公開したり、戦略技術を取得した後にその戦略技術に対して第1号または第2号に該当する行為が介入した事実を重大な過失により知らずにその戦略技術を使用または公開する行為
  5. 第12条第1項による承認を得ない、または不正な方法で承認を得て戦略技術を輸出する行為
  6. 戦略技術を外国で使用したり、使用されるようにする目的で第13条第1項による承認を得ない、または虚偽やその他の不正な方法で承認を得て海外買収・合併等をする行為
  7. 第14条による戦略技術保有者との契約または「産業技術の流出防止および保護に関する法律」第34条等によって戦略技術に対する秘密保持義務のある者が戦略技術に対する保有または使用権限が消滅したことにより、当該戦略技術保有者から戦略技術に関する文書、図画、電子記録等の特殊媒体記録の返還や戦略技術の削除を要求されたにもかかわらず、不正な利益を得たりその保有者に損害を加える目的でこれを拒否または忌避したり、その写しを保有する行為
  8. 戦略技術関連の訴訟など大統領令で定める適法な経路を通じて戦略技術が含まれている情報の提供を受けた者が情報の提供を受けた目的以外の用途でその情報を使用または公開する行為

このような刑法の条項によれば、Aさんが産業技術保護法または国家先端戦略産業法の罰則規定が適用される行為を日本に帰国する前に韓国で行ったと判断された場合(例えば、関連技術資料の流出など)だけでなく、日本で行ったとしても、韓国企業に対する罪として判断された場合(例えば、当該企業の技術を日本の第三者に公開するなど)も、産業技術保護法または国家先端戦略産業法が適用され得ます。日本の法律により、上記の刑法第6条但書に該当する場合にはこの限りではないものの、日本も不正競争防止法により営業秘密を保護する点などに照らしてみれば、第6条の但書に該当する可能性は高くないと思われま

**Q3. 国家先端戦略産業法の転職規制は、大統領令による詳細規定が公布されていないものと理解しています。そのような中でも法律は施行されていることから、法律違反となった場合は、詳細が不明でも何らかの罰則が適用されるのでしょうか。**

A3. この部分のご質問は、国家先端戦略産業法第14条第4項に関するものと理解されます。これに関し、国家先端戦略産業法第14条は、戦略技術の保護措置の一つとして、戦略技術保有者の要請により産業通商資源部長官が戦略技術を取り扱う職務や専門人材を指定することができるようにし(以下「専門人材等」、国家先端戦略産業法第14条第2項)、戦略技術保有者は専門人材等と①海外の同種業種への転職の制限およびその期間、②戦略技術に関する秘密の流出防止、③退職後の再就職に関する情報提供等の事項が含まれている契約を締結することができ(国家先端戦略産業法第14条第4項)、同法施行令は④転職および起業に関する情報の提供、⑤契約違反による制裁措置等の内容も上記契約に含めることができると定めています(国家先端戦略産業法施行令第24条第3項)<sup>2</sup>。また、このような契約は、産業通商資源部長官が雇用労働部長官との協議を経て定めた後に告示する標準契約書に従わなければなりません(同法施行令第24条第2項)。

ただし、上記内容は戦略技術保有者と専門人材等との間の契約に含まれる内容を規定するものであり、国家先端戦略産業法は、専門人材等がこのような契約内容に違反した場合の刑事制裁に対しては別途定めていません。従って、専門人材等が戦略技術保有者との契約に違反した場合、戦略技術保有者は専門人材等を相手取って契約違反による責任を問うことができるだけで、そのほかに専門人材等の行為が上記のA1で申し上げた刑事処罰対象行為に該当しない限り、国家先端戦略産業法による刑事処罰の対象には該当しないという点をご参考ください。

---

<sup>2</sup> 本質問では、転職規制に対する詳細規定が大統領令によって公布されていないとのことでしたが、上述のとおり、関連施行令(大統領令)の規定は2022年8月4日から施行されています。ただし、当該部分に対してより詳しい内容を定める施行規則はまだ規定されていません。